中井町住民活動保険制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中井町（以下「町」という。）が行う住民活動保険制度について必要な事項を定めることにより、町民が安心して住民活動に参加でき、町民協働で豊かな活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）住民団体等　住民により自主的に構成された団体又は住民活動の遂行に責任を負う者をいう。

（２）住民活動　住民団体等が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動等の継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動をいう。

（３）指導者等　住民団体等において、住民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びに住民活動の遂行に責任を負う者をいう。

（４）参加者　住民活動に直接参加するものをいう。

（保険契約）

第３条　制度を実施運営するために、町が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

（保険契約期間）

第４条　制度の保険契約期間は、１年間とする。

（対象事故）

第５条　制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

（１）賠償責任事故　住民活動中に、指導者等の過失により、住民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

（２）傷害事故　住民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で住民活動の指導者等若しくは参加者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

　　なお、この事故には次に定めるものを含むものとする。

1. 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
2. 日射または熱射による身体の傷害
3. 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157）による身体の傷害

（適用除外）

第６条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、制度による補償の対象としない。

（１）賠償責任事故

　　ア　指導者等の故意により発生した事故

　　イ　戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょう

　　ウ　地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象

　　エ　指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任

　　オ　指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任

　　カ　施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任

（２）傷害事故

　　ア　指導者等又は参加者の故意により発生した事故

　　イ　戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょう

　　ウ　地震、噴火、洪水、津波その他の自然変象

　　エ　指導者等又は参加者の脳疾患、疫病又は心神喪失による事故。ただし、熱中症、日射病、細菌性食中毒は除く。

　　オ　指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

　　カ　山岳とはん、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故

　　キ　他覚症状のないむちうち症又は腰痛

　　ク　指導者等又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転

　　ケ　スポーツ活動を目的とする住民団体等が行う当該活動中に発生した参加者（無報酬で活動している指導者等を除く。）の事故。

（３）前２号に掲げるもののほか、第３条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

（賠償責任事故のてん補限度額）

第７条　制度による賠償責任事故に係る補てんの限度額は、身体賠償、財物賠償又は保管物賠償それぞれ１事故について５，０００円を超える部分のうち、次に掲げる額を限度額とする。ただし、保険会社が認めた額の範囲内とする。

（１）身体賠償　　１人につき　　５，０００万円

　　　　　　　　　１事故につき　１億円

（２）財物補償　　１事故につき　１，０００万円

（３）受託者賠償　１事故につき　　　１００万円

２　前項の規定にかかわらず、同項第１号及び第２号に掲げる補償のうち、住民団体等が住民活動中に製造し、販売し、若しくは提供した財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故又は作業が完了し、若しくは放棄された後にその作業の結果によって生じた事故に係る補償にあってはそれぞれ同項第１号及び第２号に定める１事故に係る額を１保険期間中における限度額として、同項第３号に掲げる補償にあっては１００万円を１保険期間中における限度額とする。

（傷害事故に係る補償の額等）

第８条　傷害事故に係る補てんの額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、保険会社が認めた額の範囲内とする。

（１）死亡補償　住民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から１８０日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、２５０万円を支払うものとする。

（２）後遺障害補償　住民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から１８０日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して一時金で２５０万円を限度として、障害の程度に応じて保険契約に係る保険約款に定める率を乗じた額を支払うものとする。

（３）入院補償　住民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が滅失した場合において、その治療のため入院をしたときは、その者に対し、入院日数に応じて当該受傷の日から１８０日を限度として１日につき３，５００円を支払うものとする。

（４）通院補償　住民活動の指導者等又は参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のため通院をしたときは、その者に対し、通院日数に応じて当該受傷の日から１８０日までの間において、９０日を限度として１日につき２，０００円を支給する。

（事故報告）

第９条　住民団体等は住民活動中に事故が発生したときは、速やかに中井町住民活動保険制度事故報告書（第１号様式）により町長に報告しなければならない。

（事故の判定）

第１０条　町長は、前条の事故報告書が提出されたときは、速やかに当該事故について調査し、住民活動中の事故であるかどうかを審査する。

２　町長は、事故が住民活動中のものであると認めるときは、速やかに事故の内容を保険会社に通知するものとする。

（保険金の請求）

第１１条　賠償責任事故による保険金は、保険金の支払いを受けようとする者が、指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、保険会社の指定する保険金請求書に必要書類を添付して、町を経由し保険会社に請求するものとする。

２　傷害事故による保険金は、保険金の支払いを受けようとする者が、指導者等又は参加者が死亡したとき、又は治療が終わった後に、保険会社の指定する保険金請求書に必要書類を添付して、町を経由し保険会社に請求するものとする。

（保険金の支払い）

第１２条　保険会社は、前条第１項及び第２項の規定により保険金の請求があった場合に、前条第１項及び第２項に規定する保険金請求書に記載されている町の指定した金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金の支払いを行うものとする。

２　保険会社は、前条第１項及び第２項に規定する保険金の支払いを行ったときは、保険金の支払いを受けようとする者及び町長に対して、当該手続きをとった旨の通知を行うものとする。

（町に関する特例）

第１３条　この要綱は、町が行う住民活動に類する事業又は活動のうち、住民が無報酬で参加するもので、町長が特に必要と認めるものについても適用することができる。

（庶務）

第１４条　この要綱に関する事務は、住民活動保険制度主管課において行う。

（その他）

第１５条　この要綱は、町及び保険会社が合意のうえ定めるものとし、この要綱を改正する必要が生じた場合も同様とする。

２　この要綱の内容及び運用に疑義が生じた場合又はこの要綱に定めのない事態が生じた場合には、町と保険会社とが協議し、これを決定する。

３　この要綱の実施に関し必要な事項は、町と保険会社とが協議して定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２４年３月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。